

小規模企業の振興を図る税制措置 の創設にむけた決議（案）

厳しい経営環境のもと懸命に努力を重ねている個人企業に活力を取り戻し、経営基盤を強化するために、適正な記帳にもとづいて申告をおこなっている青色申告者ならびに小規模事業者の納税環境の整備をめざし、次の政策の実現を図る。

1. 給与所得控除の最低保障額に対応して青色申告特別控除を引き上げること。
2. 青色申告者の勤労性所得を正当に評価した青色事業主勤労所得控除を創設すること。
3. 一定の要件に該当する事業的規模にいたらない不動産所得者について、正規の簿記の原則により記帳等をした場合、青色申告特別控除 10 万円を 65 万円に引き上げること。
4. 個人事業者の事業継続にむけて、法人との格差をなくし、純損失の繰越控除期間（3 年）を法人と同じ 10 年とすること。
5. 小規模事業者の納税環境に配慮し、消費税インボイス制度の負担軽減措置を恒久化すること。
6. 個人事業者の事業承継税制の円滑な運用が図られるよう、対象となる事業用資産に棚卸資産等の流動資産を含めるなど、諸要件を緩和し、さらに支援すること。

以上、決議する。

令和 7 年 11 月 26 日
自由民主党
小規模企業税制確立議員連盟